			小電力業務用での使用はテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用とし、割当ては別表９－１による。
［略］			

第３表　10GHz-3000GHz

［略］	国内分配（GHz） (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
［略］	［略］		
	14.47-14.5 J 39　J 243	［略］	
	［略］		

［国内周波数分配の脚注　略］

［別表１－１～別表８－９　略］

別表９－１　テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用特定小電力無線局の周波数表

［略］		
400MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が5.8kHz以下の無線設備	426.028125MHz以上426.134375MHz以下の周波数であって、426.028125MHz及び426.028125MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの
		429.178125MHz以上429.734375MHz以下の周波数であって、429.178125MHz及び429.178125MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの
		429.815625MHz以上429.921875MHz以下の周波数であって、429.815625MHz及び429.815625MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに19.9MHzを加えたもの。この場合において、429.921875MHz及び449.821875MHzは周波数制御用チャネルとする。

［同左］		
400MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が5.8kHz以下の無線設備	426.028125MHz以上426.134375MHz以下の周波数であって、426.028125MHz及び426.028125MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの
		429.178125MHz以上429.734375MHz以下の周波数であって、429.178125MHz及び429.178125MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの
		429.815625MHz以上429.921875MHz以下の周波数であって、429.815625MHz及び429.815625MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに19.9MHzを加えたもの。この場合において、429.921875MHz及び449.821875MHzは周波数制御用チャネルとする。

［同左］

第３表　［同左］

［同左］	国内分配（GHz） (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
［同左］	［同左］		
	14.47-14.5 J 243	［同左］	
	［同左］		

［国内周波数分配の脚注　同左］

［別表１－１～別表８－９　同左］

別表９－１　［同左］